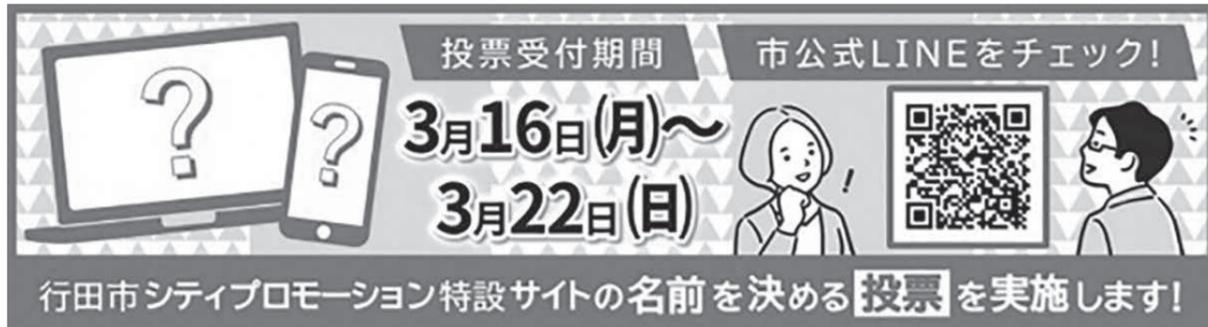


## 3月16日(月)から「シティプロモーション特設サイト」の名称を決定する投票を実施します

1月26日(月)～2月23日(月)に行田市の新しい「シティプロモーション特設サイト」の名称を募集したところ、多くの皆さんにご応募いただき、誠にありがとうございました。  
厳正なる審査の結果、選り抜かれた候補の中から、皆さんによる投票を実施します。奮ってご応募ください。



- ▶投票期間 3月16日(月)～22日(日)
- ▶投票方法 市公式LINEから投票
- ▶投票結果 採用された方に直接通知する他、市報、市公式SNS、市ホームページなどで発表します。なお、投票により最も投票数の多い作品が同点の場合は抽選により決定します。
- ▶その他 詳しくは市ホームページをご確認ください。
- ▶問い合わせ 企画政策課(内線308)

### 各種無料相談 (3月15日～4月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	3月24日(火) 予約は3月2日(月)から 4月9日(木) 予約は3月16日(月)から	午前9時30分～正午 午後1時30分～4時	地域活動推進課 (内線252)
行政機関に対する意見・要望	産業文化会館 2階会議室	3月16日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
結婚相談	コミュニティセンターみずしろ	4月12日(日)	午前10時～正午	行田結婚支援センター ☎090-3131-8356
不動産	庁舎西側車庫上北会議室	3月18日(水)	午前9時～11時30分	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部 ☎562-5900
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	4月8日(水)	午後1時～5時	埼玉県行政書士会埼玉支部 ☎564-0104
夫婦関係・DVなど(予約制) ※女性相談員対応	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
ひきこもりご家族・当事者	自宅・公民館など(応相談・オンライン可)	毎週水曜日※予約制	①午後1時30分～2時30分 ②午後3時～4時	NPO法人にりん舎 ☎080-6570-1734
人権	忍・行田公民館	4月8日(水)	午後1時30分～3時30分	人権・男女共同参画推進課(内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部(市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会行田支部 ☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週水曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	収納課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	3月17日(火)、4月7日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553-0131

一部の相談についてはメールでの問い合わせもできます。詳しくは市ホームページをご確認ください。



## 住宅用火災警報器設置に関するアンケートにご協力ください

消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、アンケート調査を実施します。任意抽出した一部の家庭を消防職員が訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。また、訪問時に必ず立入検査証を提示しますので、ご確認ください。

なお、消防署が特定の業者に依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入ってから確認・点検を行うことは一切ありません。悪質な訪問販売なども報告されていますので、ご注意ください。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550-2121



## 「世界自閉症啓発デー」・「発達障害啓発週間」に合わせて忍城をブルーにライトアップします

毎年4月2日は「世界自閉症啓発デー」です。全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが行われており、日本では自閉症をはじめとする発達障害を知ってもらうため、4月2日～8日を「発達障害啓発週間」としています。

市では、この間、忍城を「世界自閉症啓発デー」のシンボルカラーであるブルーにライトアップし、広く啓発する活動を行います。

自閉症をはじめとする発達障害について知ること、理解することは、誰もが個人として等しく尊重されるとともに、支え合いながら生き生きと暮らし続けられる共生社会の実現につながります。皆さんのご理解とご支援をお願いします。

▶日時 4月2日(木)～8日(水)日没から午後10時

▶問い合わせ 福祉課障がい福祉担当(内線258)

## 春の火災予防運動を実施します

3月1日(日)～7日(土)は、全国一斉春季火災予防運動実施期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施するものです。

2025年度全国統一防火標語

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

### 住宅防火 いのちを守る10のポイント

#### 4つの習慣

- ・寝たばこは、絶対にしない、させない。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

#### 6つの対策

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

### 住宅用火災警報器の設置は義務です

消防法により、住宅用火災警報器の設置は義務となっています。住宅火災からの逃げ遅れを防ぐため、設置していない場合は必ず設置するようにしてください。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550-2121

9530

### さしあげます

▷学習机 ▷マッサージチェア ▷座卓(むく板) ▷座卓(洋風)  
▷二段ベッド ▷金庫 ▷折りたたみベッド ▷茶器セット ▷猫用トイレ ▷ベビーゲート ▷蒸し器 ▷ビニールハウス(小型)

### ゆずってください

▷自転車 ▷卓上ミシン ▷ジュニアシート ▷ロックミシン  
▷ぶら下がり健康器 ▷三輪車(大人用) ▷ソファ(3人掛け)  
▷洗濯機 ▷本棚 ▷ガスオーブン ▷冷蔵庫(小型) ▷盆栽

**不用品情報(無料)**

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。なお、登録期間は3カ月です。